

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第8号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「就労自立給付金」の次に「若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金」を加える。

第7条第1号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

第9条第3号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同条第4号の2アからコまでを次のように改める。

ア 当該調整又は要請に係る児童（以下この号において「調整児童」という。）、当該調整児童の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報

オ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報

キ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ク 調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る次に掲げる事項に関する情報

(ア) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下このクにおいて「法」という。）第20条第1項の教育・保育給付認定

(イ) 法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定又は同条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定

(ウ) 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消し

(エ) 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定

(オ) 法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定又は同条第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定

(カ) 法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消し

ケ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 調整児童の保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第9条第4号の3アからコまでを次のように改める。

ア 当該措置に係る児童、当該児童の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該措置に係る児童を監護し、又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該措置に係る児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る国民年金法に

よる障害基礎年金の支給に関する情報

ク 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該措置に係る児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る第4号の2ク(ア)から(カ)までに掲げる事項に関する情報

コ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第9条第4号の3に次のように加える。

サ 当該措置に係る児童の保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第9条第7号カ中「又は保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者」を「、保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、「又は市町村民税」を削り、同条第8号中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改め、「事務」の次に「（同法第51条第4号及び第5号に係る部分に限る。）」を加え、同号アからキまでを次のように改める。

ア 当該徴収に係る児童福祉法第24条第5項又は第6項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）と生計を一にする者（当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を除く。）に係る市町村民税に関する情報

イ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税に関する情報

ウ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（当該措置児童の扶養義務者を除く。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（当該措置児童の扶養義務者を除く。）に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（当該措置児童の扶養義務者を除く。）に係る生活保護実施関係情報

カ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（当該措置児童の扶養義務者を除

く。)に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 措置児童と生計を一にする者（当該措置児童と同一の世帯に属する者を除く。）に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

第9条第8号に次のように加える。

ク 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（当該措置児童の扶養義務者を除く。）に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る第4号の2ク(ア)から(カ)までに掲げる事項に関する情報

コ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

サ 措置児童の保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第9条第9号イ中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

第11条第4号ウ中「（昭和34年法律第141号）」を削る。

第12条第1号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、オをウとし、カをエとし、キをオとし、クをカとする。

第13条第1号ア中「この号において」を削り、同号イ中「就労自立給付金」の次に「若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金」を加え、同条第2号及び第3号中「掲げる」を「定める」に改め、同条第4号中「掲げる」を「定める」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第13条第5号イ中「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

第14条第7号中「地方税法」の次に「第463条の23の種別割の減免に関する事務及び平成28年地方税法等改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法」を加え、同条第10号イ中「含む」の次に「。以下同じ」を、「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第15条第1号ア中「生活保護実施関係情報」の次に「又は就労自立給付金関係情報」を加え、同号オ、同条第2号ウ及び第4号イ中「外国人生活保護措置実施関係情報」の次に「又は社会局長

務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号エを次のように改める。

エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

第21条第4号中オを削り、カをオとし、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童扶養手当法施行規則第3条の5の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出を行う者、当該者の配偶者又は当該届出に係る児童（以下この号において「所得状況届出児童」という。）に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は所得状況届出児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は所得状況届出児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第23条第2号、第4号及び第5号中「掲げる」を「定める」に改める。

第27条第1号キ中「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削り、同条第2号キ中「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削り、同条第6号

カ中「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削り、同条第7号ア中「当該措置」を「母子保健法第20条の措置」に改め、同号イ中「被措置未熟児の」を「被措置未熟児、被措置未熟児の」に改め、「扶養義務者」の次に「又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」を加え、同条第8号ア中「及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶養している扶養義務者に係る道府県民税又は」を「（当該被措置未熟児の扶養義務者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を除く。）に係る」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 被措置未熟児、当該被措置未熟児の扶養義務者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）又はこれらの者以外の者であって当該被措置未熟児の属する世帯の構成員であるものに係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

第29条第1号ア中「又は当該者の配偶者」を削り、同号イ中「の配偶者」を「と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「又は当該者の配偶者」を削り、同号オを同号エとし、同条第2号ア中「又は当該者の配偶者」を削り、同号イ中「の配偶者」を「と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「又は当該者の配偶者」を削り、同号中オをエとする。

第30条第7号の2中「又は第4項の保健事業」を「の高齢者保健事業又は同条第5項の事業（以下この号において「高齢者保健事業等」という。）」に改め、同号アからキまでの規定中「当該保健事業」を「高齢者保健事業等」に改める。

第31条第2号から第4号まで及び第5号ア中「掲げる」を「定める」に改め、同号イ中「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

第32条第9号中「掲げる」を「定める」に改め、同条第18号中オを削り、カをオとし、同条第19号中キを削り、クをキとし、同条第26号中「掲げる」を「定める」に改める。

第33条第4号中「掲げる」を「定める」に改める。

第35条第1号の3ウ中「この条において」を削り、同号ケ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第1号の4ケ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第2号ウ

を次のように改める。

ウ 当該変更に係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第35条第2号ケ中「に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報」を「若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第3号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、オをウとし、カをエとし、キをオとし、同条第4号ア及びイを削り、同号ウ中「この条において」を削り、同号中ウをアとし、エをイとし、オをウとし、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、同条第4号の2ケ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第5号の2ケ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第5号の3ア中「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは」を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による支給決定を受けた障害者であって指定障害者支援施設等に入所するもの（20歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けたもの（20歳未満の者に限る。）に限る。）の保護者又は」に改め、同号イ中「障害者」を「特例障害者」に、「障害児」を「特例障害児」に改め、「又は市町村民税」を削り、同号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同条第5号の4中「第32条の」を「第32条第1項の規定による」に改め、同号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同条第6号カ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第7号カ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第8号カ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加える。

第35条の2第1号アからサまでを次のように改める。

ア 当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号から第4号までにおいて単に「小学校就学前子ども」という。）と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（当該小学校就学前子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又は当該保護者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又

は扶養親族とされている者を除く。)を除く。)に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと生計を一にする者(当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者を除く。)に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと生計を一にする者(当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者を除く。)に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと生計を一にする者(当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者を除く。)に係る生活保護実施関係情報

オ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと生計を一にする者(当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者を除く。)に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと生計を一にする者(当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者を除く。)に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

キ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者(当該小学校就学前子どもの扶養義務者を除く。)に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

ケ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報

コ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

サ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第35条の2第2号中「若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項」、「の受理、その届出」及び「又はその届出に対する応答」を削り、「次に掲げる」を「前号に定める」に改め、同号アからサまでを削り、同条第3号中「次に掲げる」を「第1号に定める」に改め、同号アからサまでを削り、同条第4号中「次に掲げる」を「第1号に

定める」に改め、同号アからサまでを削り、同条第5号中「その審査」を「その申請」に改め、同号アからサまでを次のように改める。

- ア 当該施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号から第8号までにおいて単に「小学校就学前子ども」という。）、当該小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- イ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- エ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報
- オ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子どもを監護し、又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- カ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- キ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
- ク 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- ケ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報
- コ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報
- サ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第35条の2第5号に次のように加える。

シ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子どもの保護者に係る大和市ひとり親家庭等
医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第35条の2第6号中「若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その」を「規定による施設等利用給付認定に係る」に改め、「又はその届出に対する応答」を削り、「次に掲げる」を「前号に定める」に改め、同号アからサまでを削り、同条第7号中「次に掲げる」を「第5号に定める」に改め、同号アからサまでを削り、同条第8号中「次に掲げる」を「第5号に定める」に改め、同号アからサまでを削り、同条第9号中「次に掲げる情報」を「第5号に定める情報（ただし、これらの規定中「施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号から第8号までにおいて単に「小学校就学前子ども」という。）」及び「施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども」とあるのは「事業に係る子ども」とする。）」に改め、同号アからサまでを削る。

第36条第1号ア中「この号において」を削り、「生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給」を「就労自立給付金関係情報若しくは進学準備給付金関係情報」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「掲げる」を「定める」に改め、同条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護措置者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第36条第5号ア中「掲げる」を「定める」に改め、同号イ中「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

第36条の5第2号エ中「、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該申請に係る児童」を「又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）」に改め、同条第3号エ中「、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童」を「又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）」に改める。

第36条の6第2号ク中「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削り、同条第3号ク中「（同法附則第2条第3項

において準用する場合を含む。）」及び「（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削る。

第37条第1号カ及びキ中「掲げる」を「定める」に改め、同号ク中「第9条第1号」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第2号カ及びキ中「掲げる」を「定める」に改め、同号ク中「第9条第2号」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第3号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同号カ中「第9条第3号」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第4号カ及びキ中「掲げる」を「定める」に改め、同号ク中「第9条第4号」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第5号キ中「第10条第1号」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第6号キ中「第10条第2号」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第7号カ中「第9条第6号」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第9号カ中「掲げる」を「定める」に改め、同号キ中「第24条」を「第24条各号に掲げる情報」に改め、「に掲げる情報」を削り、同条第10号ア中「障害者」を「特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者」に、「障害児」を「特例障害児」に改め、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号イ中「障害者」を「特例障害者若しくは当該特例障害者の配偶者」に、「障害児」を「特例障害児」に改め、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号エ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号カ中「掲げる」を「定める」に改め、同号キ中「第5号の5」の次に「に定める情報」を加え、「に掲げる情報」を削り、同条第11号ア中「障害者又は障害児の保護者」を「特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」に改め、同号イ中「障害者又は障害児の保護者」を「特例障害者若しくは当該特例障害者の配偶者又は当該変更に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」に改め、同号エ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「又は」の次に「当該変更に係る」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第13号ア中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号イ中「保護者」の次に「若しくは支給認定基準世帯員」を加え、同号エ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号カ中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第55条第3号」を「第55条第6号」に改め、同条第

14号ア中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号イ中「保護者」の次に「若しくは支給認定基準世帯員」を加え、同号エ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号カ中「第55条第4号に掲げる」を「第55条第7号に定める」に改め、同条第15号ア中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号イ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者の配偶者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号エ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第16号ア中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号イ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者の配偶者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号エ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第17号ア中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号イ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者の配偶者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号エ中「障害者」の次に「若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者」を、「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加える。

第38条第1号中「保護者」の次に「又は当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第2号中「保護者」の次に「若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第4号中「保護者」の次に「又は当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第7号中「第35条第1号」を「第35条第5号の5に定める情報」に改め、「に掲げる情報」を削る。

第40条第1号中「生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）又は」を「要保護者等又は当該」に改め、同条第2号から第4号まで及び第5号ア中「掲げる」を「定める」に改め、同号イ中「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

第45条第2号から第4号まで及び第5号ア中「掲げる」を「定める」に改め、同号イ中「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

第46条第1号中「社会局長通知により準ずることとされる同法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「外国人要保護措置者等」という。）又

は」を「外国人要保護措置者等又は当該」に改め、同条第2号から第4号まで及び第5号ア中「掲げる」を「定める」に改め、同号イ中「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。